

2010年11月24日 全3頁

# ISO 26000 発行が示す非財務情報開示の方向性

資本市場調査部環境・CSR調査課 小黒 由貴子

### [要約]

- 11月1日に発行された組織の社会的責任に関するガイダンス ISO 26000 は、消費者から従業員・人権・環境・コミュニティと広範囲な課題を対象としており、ESG(環境、社会、ガバナンス)のほとんどを含んでいる。当規格は企業にとどまらず、政府・学校・NPO など「組織」を対象としている点、認証を必要とする規格ではない点が大きな特徴である。
- コミュニケーション手段としての情報開示については、情報そのもののほかに、情報の選択基準 や評価も求められており、IFRSと同様の原則主義となっている。具体的な報告書様式は規定され ていないものの、参考として既存のイニシアチブの紹介がある。
- イニシアチブの中には、自団体が公開している報告書ガイダンスの利用者のために、ISO 26000 関連表を発表したり、ISO と MoU (覚書) を締結したりしているところがあり、ISO 26000 が国際 的に広がる可能性をうかがわせる。一方で、財務情報と非財務情報を「統合報告」としてまとめ ようとする動きも出てきており、報告書による情報開示のあり方については議論が続く。

## 組織の社会的責任に関する手引書である ISO 26000 発行

あらゆるステークホルダーが参加して作り上げたガイダンス

2010年11月1日、政府、企業、労働、消費者、NGO、有識者というさまざまなステークホルダーが参加して6年間議論した成果として、ISO 26000 が発行された。ISO 26000 は「Guidance on social responsibility」、つまり社会的責任に関する手引書であり、同じ ISO の規格でも環境マネジメントシステムの 14001 や、品質マネジメントシステムの 9001 のような認証を必須とする規格ではない。消費者から従業員・人権・環境・コミュニティと広範囲な課題を対象としているため、ESG(環境・社会・ガバナンス)のほぼ全てを含んでいるといってよいだろう。また対象としている組織は、企業にとどまらず、政府・学校・NPO なども含まれる。

情報開示様式は定めら れておらず、原則主義 ISO 26000 では社会的責任の7つの原則が挙げられている(図表1)。この中で情報開示に深く関係するのが「説明責任」「透明性」である。説明責任の原則は「組織は社会・経済・環境への影響の説明責任を負うべきである」。組織自身の決定や活動が引き起こした著しい負の影響も説明すべきとされており、コーポレート・ガバナンスでリスクの公開が求められているのと同じ考え方といえるだろう。透明性の原則は「組織は社会や環境に与える決定や活動の透明性を保つべきである」。透明性といっ

ても、全ての情報を明らかにせよというわけではなく、機密情報や法で守られるプライバシー情報などの開示を求めるものではない。透明性を保つべき項目として、社会的責任に関するパフォーマンスを評価するときに使う基準や、自組織のステークホルダーを特定・選択・エンゲージする際の基準なども挙げており、情報そのもののほかに、情報の選択基準や評価も求められている。前述したように当規格は認証を必要としないが、開示された情報の「確からしさ」を判断したり、比較可能性を高めたりする手段の一つとして、情報の選択基準や評価も求めていると思われる。細かく規則を定めるのではなく、このように原則や枠組みのみを提示し原則に従って自身で判断させる方法を「原則主義」といい、国際会計基準(IFRS)でも採用されている考え方である。

#### 図表1 7つの原則

1	説明責任	2	透明性	3	倫理的な行動	4	ステークホルダーの利害の尊重
5	法の支配の尊重	6	国際行動規範の尊重	7	人権の尊重		

(出所) ISO 26000

参考資料として既存 のイニシアチブやツ ールを紹介 社会的責任を組織に取り入れるためのコミュニケーション方法として、会合・討論会・広告・ビデオ・ブログ・メディアなどさまざまな方法が挙げられており、報告書は、その中の一つに過ぎない。わかりやすく正確でタイムリーな方法でステークホルダーとコミュニケーションをとれれば、その方法は問わない。報告書作成に関しての具体的な様式の提示はなく、ステークホルダーに応じて適した方法を考慮して作成することが求められている。網羅性はないとしているが付属書として既存のイニシアチブやツールが紹介されている(図表 2)。ただし ISO 26000 では、これらのイニシアチブの参加を規定したり、有効性を保証したりするものではなく、組織自身の評価と判断で選択すべきであるとしている。

# 図表 2 「社会的責任に関するコミュニケーション」に関連するイニシアチブ・ツールの例 (注)

組織ーイニシアチブ名・ツール名	情報開示に関する活動概要				
国連貿易開発会議(UNCTAD) - 会計・報告の国際基準に関する専門家による政府間ワーキンググループ: ISAR	企業統治の開示、企業の責任報告、環境報告などに関する 討議・研究・ガイダンス発表など				
グローバル・レポーティング・イニシアチブ(GRI)ー <u>サステナビリティ</u> レポーティング ガイドライン	あらゆる組織が利用できるサステナビリティ報告のためのを 組みとしてガイドラインを提供				
持続可能な開発のための世界経済人会議(WBCSD)と世界資源研究所(WRI) - <u>温室効果ガスプトロコル(GHG プロトコル)</u>	国際的に認められる温室効果ガス(GHG)排出量算定と報告の基準を開発				
金融·投資部門					
<u>赤道原則(Equator Principles)</u>	金融機関による融資プロジェクトが、社会的・環境的配慮のもとに行われることを確保するための原則				
責任投資原則(PRI)	環境・社会・企業統治を考慮した投資を進めるための枠組 み提供				

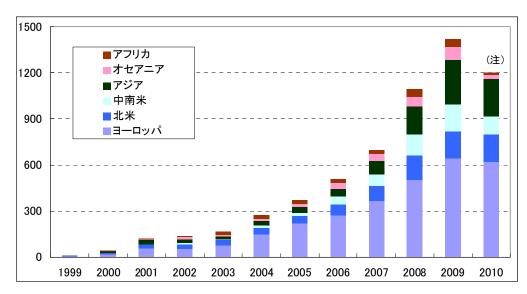
(注) 情報開示に関連する機能があり、日本において有名なものを抜粋 (出所) ISO 26000、各組織の公開資料より大和総研作成

ISO 26000と関連を深める既存のイニシア チブ 付属書で紹介されている GRI (グローバル・レポーティング・イニシアチブ) は、CSR ガイドライン作成を目的とする国連環境計画 (UNEP) の公認協力機関であり、ここが提供している GRI ガイドラインは、CSR 報告書や持続可能性報告書の参照ガイダンスとして使用されることが多い (図表3)。GRI では11月の ISO 26000 発行に合わせて、



GRI ガイドライン利用者のための ISO 26000 関連表を公開した¹。同様に付属書で紹介されているイニシアチブに、良き社会と企業の持続可能な成長を目指す 10 原則を定めた「国連グローバル・コンパクト (UNGC) ²」がある。UNGC は、社会的責任に関する ISO 規格とグローバル・コンパクトの 10 原則を整合させるため、規格開発などで協力する 覚書 (MoU) を 2006 年に ISO と締結している。さらに企業のコーポレート・ガバナンスに関する「OECD コーポレート・ガバナンス原則」³を作成した OECD(経済協力開発機構)は、2008 年に社会的責任の分野における協力について規定する覚書を ISO と締結した。このようにガバナンスや社会的責任に関する既存のイニシアチブが、ISO 26000 との関連を深めていることは、今後 ISO 26000 が国際的に広まる可能性をうかがわせる。

# 図表3 GRI ガイドラインを参照してレポートを発行した企業数の推移



(注) 2010年分は11月中旬に公表されたデータをもとにしている。 (出所) Global Reporting Initiative 公表のデータをもとに大和総研作成

#### 統合報告の動き

一方で 2010 年 8 月には、従来の財務報告と非財務情報を統合した「統合報告 $^4$ 」の フレームワーク構築のため、IIRC(International Integrated Reporting Committee: 国際統合報告委員会)が設立された。発起団体は、GRI と、持続可能性を意思決定プロセスに反映させるための実務ガイドやツールを開発している A4S(Accounting for Sustainability) $^5$ である。IIRC の運営委員会やワーキンググループには、企業・会計士団体・NGO・国際機関などが参加しており $^6$ 、2011 年末の G2O で取組みを提案予定としている。また GRI は、IIRC の統合報告アーキテクチャに合わせた GRI ガイドラインの新バージョン(G4)開発に着手する(2012 年末完成予定)としており、報告書による情報開示のあり方については今後も議論が続く。

<sup>6</sup> 日本からは、運営委員会に東証の斉藤社長、ワーキンググループに日本公認会計士協会の小見山副会長が名を連ねている。



<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 「GRI and ISO 26000:How to use the GRI Guidelines in conjunction with ISO 26000」 http://www.globalreporting.org/NR/rdonlyres/E5A54FE2-A056-4EF9-BC1C-32B77F40ED34/0/ISOGRIReport\_FINAL.pdf <sup>2</sup> http://www.ungcjn.org/index.html

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 『コーポレート・ガバナンスに関する法令、制度及び規制の枠組みを改善する際に役立てること、並びに証券取引所、投資家、企業等に助言することを目的としたもの』 外務省「『OECD コーポレート・ガバナンス原則』の概要」(1999年5月)より。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 統合報告の英語には、one report、connected report、integrated report などがあり、現時点では確定したものはない。

<sup>5 2004</sup> 年チャールズ皇太子が立ち上げた。